

伊丹市学校ネットワーク更新事業に係る 公募型プロポーザル実施要領

令和8(2026)年7月

伊丹市教育委員会事務局
教育総務部 教育DX推進室

1 事業名

伊丹市学校ネットワーク更新事業

2 趣旨・目的

本市の学校ネットワークは、校務系ネットワーク(平成31年以前整備)と学習系ネットワーク(令和2年整備)が併存しており、整備時期や構成の異なる環境が混在している。

また、これらのネットワークはいずれも保守期間が満了しており、今後、機器故障や性能低下、通信障害等のリスクが高まることが懸念される。

一方、GIGAスクール構想の進展に伴うICT活用の拡大や、教職員の働き方改革の推進により、学校現場においては、児童生徒の学びを支える安定したネットワーク環境と、安全かつ継続的に運用できる校務基盤の整備が急務となっている。

このため本事業は、老朽化したネットワーク機器及び配線を更新するとともに、ネットワーク全体の稼働状況をリアルタイムかつ一元的に監視・可視化できる基盤を整備し、安定性、運用性、保守性の向上を図るものである。

あわせて、令和7年度に実施した「学校ネットワーク速度改善事業」及び「教育インフラ再構築事業」の成果を踏まえ、これらとの連携を最適化することで、24時間365日の安定稼働を確保した次期学校ネットワーク基盤の構築を目指すものである。

なお、本事業では機器保守は確保する一方、常時のサポート保守は想定していない。このため、本市職員が障害の一次切り分けや稼働状況の確認、日常的な設定確認等を自立的かつ継続的に行える運用体制の構築を重視する。

このため提案事業者には、機器更新に加え、監視・可視化機能、運用しやすい設計、分かりやすい資料整備及び必要な引継ぎ支援を含め、本市職員による自立的な運用を実現できる提案を求める。

<本事業の主な目的>

- ・校務系ネットワーク、学習系ネットワーク等の論理的な統合・集約
- ・ネットワーク全体を一元的に把握するための監視・可視化システムの構築
- ・ネットワーク機器及び配線の更新、高速化並びに無線LAN環境の拡充
- ・既に関連事業との最適化及び連携強化
- ・機器保守を前提とし、本市職員が自立的かつ継続的に運用・保守できる体制の構築
- ・中学校を先行対象とした段階的な整備の実施

本要領は、本事業の実施にあたり、機能性、拡張性、運用性、安全性、信頼性、コストパフォーマンスを総合的に評価し、本市にとって最適な事業者を公募型プロポーザル方式により選定するために定めるものである。

3 事業内容

別添「伊丹市学校ネットワーク更新事業に関する調達仕様書」に記載のとおりとする。

4 事業期間(予定)

(1) 全体契約期間

契約締結日から令和9年12月31日までとする。

(2) 運用開始スケジュール

① 第1段階

以下の施設において、遅くとも令和9年3月1日から試運転を開始し、令和9年4月1日から本格運用を開始する。

- ・中学校(8校)
- ・伊丹市総合教育センター(伊丹市役所含む)

②第2段階

以下の施設において、遅くとも令和9年12月1日から試運転を開始し、令和10年1月1日から本格運用を開始する。

- ・小学校(17校)
- ・特別支援学校(1校)
- ・高校(1校)
- ・やまびこ(1施設)

※試運転期間は、各施設における通信確認・調整、監視・可視化機能の確認、障害発生時の一次切り分け手順の確認等を行い、本格運用に向けた安定化を図る期間とする

5 提案上限額(事業費)

提案価格は、初期費用及び本事業に必要な機器保守費、ソフトウェアライセンス費、クラウドサービス利用料を含む総額とし、以下に示す内訳それぞれの提案上限額を超えてはならない。また、本環境の構築後、運用継続に必要な利用料等(いわゆるランニング費用)は予算措置されておらず、ランニング費用がかかる提案は受け付けない。必要なクラウド利用料やライセンス費用は、納品から7年分を初期費用に含め、一括前払いとすること。

なお、以下の金額は、本事業の事業規模を示すものであり、契約予定価格を示すものではない。

「要件チェックシート」において対応必須としている項目に係る費用は、すべて提案価格に含めること。

また、任意加算項目のうち、対応に追加費用が発生するものについても、当該追加費用を明記した上で、提案価格に含めること。

ただし、本事業では、日常的な運用保守は本市職員が実施することを想定しているため、常時の運用支援、障害対応支援その他の人的サポート保守に係る費用は、提案価格に含めてはならない。

なお、提案事業者独自の追加提案については、本提案価格には含めず、別途見積書を提出すること。

ただし、当該追加提案を本事業において採用するか否かは、本市が別途判断するものとする。

(1) 学校ネットワーク構築及び機器調達に係る構築契約

提案上限額 577,888千円(消費税及び地方消費税を含む)

(内訳) 令和8年度(合計185,383千円)

(1) ハードウェア・ソフトウェア等購入費	133,458千円
(2) システム構築費(更新作業)	51,925千円

令和9年度(合計392,505千円)

(1) ハードウェア・ソフトウェア等購入費	271,005千円
(2) システム構築費(更新作業)	121,500千円

6 担当部署

伊丹市教育委員会事務局教育総務部教育DX推進室(総合教育センター5階)

〒664-8503 兵庫県伊丹市千僧1丁目1番地

電話:072-784-8098 電子メール:ed-dxsuishin@city.itami.lg.jp

7 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者(提案事業者となろうとする者)は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

(1) 令和8・9年度伊丹市入札参加資格者として登録されていること。

- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当していないこと。
- (3) 伊丹市入札参加資格制限基準に基づく入札参加資格制限又は伊丹市入札参加停止基準に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て中、または更生手続中でないこと、並びに民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て中、または再生手続中でないこと。ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込期限以前にされている場合は、この限りでない。
- (5) 伊丹市暴力団排除条例(平成24年伊丹市条例第4号)第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当しないと認められること。
- (6) 提案事業者は、本業務において取り扱う利用情報等の個人情報保護及びデータ管理の観点から、次のいずれかの認証を取得し、組織としてのリスクマネジメント体制を構築していること。
 なお、本業務の一部を再委託する場合は、再委託先を予め明らかにするとともに、再委託先においても当該条件を満たしていること。
 ①情報セキュリティマネジメントシステム(ISO/IEC 27001 または 27701)
 ②プライバシーマーク(JIS Q15001)
- (7) 令和元年以降、人口5万人以上の自治体において、次のいずれかの導入実績を1件以上有すること。
 ①GIGAスクール構想に係る学校ネットワークの構築又は更新事業
 ②自治体ネットワークの構築又は更新事業

8 審査スケジュール(予定)

日程については以下を予定している。

(1) 募集の公示	令和8年7月8日(水)
(2) 質問受付	令和8年7月14日(火)17時00分まで
(3) 質問回答	令和8年7月16日(木)中
(4) 参加申込締切	令和8年7月17日(金)12時00分まで
(5) 参加資格結果通知	令和8年7月21日(火)
(6) 企画提案書受付締切	令和8年7月31日(金)12時00分まで
(7) 第1次企画提案審査結果通知	令和8年8月3日(月)
(8) 第2次企画提案審査(プレゼンテーション)	令和8年8月5日(水)
(9) 審査結果通知	令和8年8月6日(木)
(10) 受託候補者と契約内容確認	令和8年8月6日(木)～10日(月)
(11) 仮契約の締結	令和8年8月10日(月)
(12) 本契約の締結	令和8年9月下旬 ※本市議会における契約承認の議決を経て締結する

9 企画提案参加・辞退について

本プロポーザルに参加する提案事業者は、期限内に以下のとおり提出すること。

(1) 詳細資料送付 依頼・参加申込時 提出書類、様式	・参加申込書(様式1-1) ・詳細資料送付依頼書(様式1-2) ※参加申込書、もしくは詳細資料送付依頼書を提出した場合、「7 参加資格要件(1)」の確認ができ次第、詳細資料を送付する。
(2) 提出期限	令和8年7月17日(金)12時00分まで(必着)
(3) 提出方法	「6 担当部署」宛てにメールにて提出。 メールの件名は次のとおりとし、電話にて送達確認すること。 件名:伊丹市学校ネットワーク更新事業_参加(事業者名)

(4) 企画提案参加資格の通知	「7 参加資格要件」に適合すると認められた者に限り、本プロポーザルに参加することができる。参加資格審査の結果は、令和8年7月21日(火)に参加申込書(様式1-1)に記載された電子メール宛に送付する。
(5) 参加申込後の辞退について	参加申込書を提出後、都合により参加を辞退する場合は、速やかに辞退届(様式4)を提出すること。 提出方法:「6 担当部署」宛てにメールにて提出。 メールの件名は次のとおりとし、電話にて送達確認すること。 件名:伊丹市学校ネットワーク更新事業_辞退(事業者名)

10 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問がある場合は、受付期限内に次のとおり提出すること。

(1) 受付日	令和8年7月14日(火) 17時00分まで
(2) 提出方法	質問書(様式2)により、「6 担当部署」宛てにメールにて提出。 メールの件名は次のとおりとし、電話にて送達確認すること。 件名:伊丹市学校ネットワーク更新事業_質問(事業者名)
(3) 回答日	令和8年7月16日(木)中
(4) 回答方法	・質問は参加申込前であっても受け付けるが、質問に対する回答は、質問者及び参加資格が認められた提案事業者に限り行う。 ・回答は、質問者の名称等を伏せた上で、質問内容及び回答を、質問書に記載の電子メール宛に送付する。 ・受付日以外の質問等は一切受け付けない。
(5) 留意事項	提出された質問書が、次の①～⑤に該当する場合、回答は行わない。 ① 所定の様式「質問書(様式2)」を利用していない。 ② 参加者名、質問の対象となる資料名・頁・項番等の記載がない。 ③ 質疑以外(意見等)が記載されている。 ④ 審査経過に関すること。 ⑤ 質問内容に参加者を特定し、又は推測できる記載がある。

11 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類

提出書類、様式	提出部数、留意事項等
企画提案確認書(様式5)	1部(PDF)
企画提案書(様式任意)	1部(PDF) 及び 原本1部(紙) ※作成要領については「15 企画提案書作成要領」に従うこと。
見積書(様式6)及びその内訳書(様式任意)	1部(PDF) 及び 原本1部(紙) ※本事業の構築、機器調達、機器保守、ソフトウェアライセンス、クラウドサービス利用料その他本事業の実施に必要な経費について記載すること。 また、内訳書において積算根拠を明確に示すこと。 なお、常時の運用支援、障害対応支援その他の人的サポート保守に係る費用は含めないこと。
担当者業務実績及び資格取得状況調書(様式7)	1部(PDF) ※業務責任者、プロジェクトマネージャ、主担当等として本事業に従事させる予定の者について提出すること。

要件チェックシート(仕様書別紙3)	1部(Excel)
-------------------	-----------

(2) 提出期限等

提出期限：令和8年7月31日(金)12時00分まで(必着)

提出方法：「6 担当部署」宛てにメールにて提出するとともに原本は郵送または持参すること。

件名は次のとおりとし、電話にて送達確認すること。

件名：伊丹市学校ネットワーク更新事業_企画提案(事業者名)

12 提案審査

本プロポーザルにおける評価項目、評価内容、配点等は、「伊丹市学校ネットワーク更新事業のプロポーザルに係る審査基準及び配点について」のとおりとし、提出された企画提案書等の書類及びプレゼンテーションについて、以下のとおり評価・採点し、第1次審査(400点満点)と第2次審査(300点満点)の総合評価(700点満点)で最も高い評価を得た提案事業者を受託候補者として選定する。

(1) 第1次審査(見積価格、会社体制、機能要件)

第1次審査は提出された書類を元を実施する。審査基準は、見積価格、会社体制、機能要件について評価し、配点は以下の通りとする。

評価内容… 見積価格評価(100点/400点)

会社体制評価(50点/400点)

機能要件評価(250点/400点)

審査結果… 令和8年8月3日(月)までに各提案事業者宛にメールにて通知する。審査の結果、上位4者までを第2次審査の対象事業者とする。

(2) 第2次審査(プレゼンテーション)

第1次審査を通過した提案事業者は、提出された企画提案書等についてのプレゼンテーションを下記の通り実施する。

日程等

実施日：令和8年8月5日(水)

実施会場：伊丹市役所 ※時間、会場等の詳細は別途連絡する。

時間配分：接続確認・準備5分、説明35分、質疑10分

資料：説明資料は企画提案書及び提案したソフトウェアの操作画面のみを用いること。

審査時に内容の修正や補足資料は認めない。

人数：プレゼンテーションに参加できる人数は、5人までとする。また、プレゼンテーションは本事業のプロジェクト管理者が原則実施するものとする。

備品等：大型ディスプレイ(HDMI)及び電源を利用することができる。

PCは必要に応じて持参すること。

評価内容…提案方針、プロジェクト管理、プレゼンテーション課題1~3、その他評価(300点)

<プレゼンテーション課題>

以下のプレゼンテーション課題1~3について、対応方法を説明すること。

課題参照図は仕様書別紙2「次期学校ネットワーク想定図および課題参照図」を参照すること。

課題1

課題参照図内の「課題1-1」「課題1-2」「課題1-3」の位置で障害が発生した場合、市はどのように対応するか。

課題2

課題参照図内の「課題2」の市役所および総合教育センターから管理者はネットワーク全体をどのように管理できるか。GUI(グラフィカルユーザーインターフェース)はどのようなものか。把握できるネットワーク状況の範囲と内容は。

課題3

課題参照図内の「課題3」の市役所および総合教育センターから特定の学校の特定

の教室において通信不良が発生した場合、どこまで可視化して確認できるか。
航空レーダー波を感知でき対処できるか。生徒用 ipad などの接続状況からリアルタイム、60日前など一定の期間で所在を確認できるか。

審査結果…審査結果(順位・得点)については、令和8年8月6日(木)に各提案事業者宛に、メールで通知する。また、後日取りまとめたうえで本市のホームページにて公表する。

13 契約

- (1) 契約内容については、選定された受託候補者と本市の間で速やかに選定後の提案内容を確認する場を設け、実現方法について精査する。提出された企画提案書・見積書及び上限価格の範囲内で妥当と認められる場合は、両者協議の上、提案内容の追加、変更及び削除を行い、契約内容を確定するものとする。
- (2) 受託候補者との確認及び協議は、令和8年8月6日(木)から8月10日(月)までを予定している。
- (3) 受託候補者との協議が整わない場合、本市は次点の提案事業者と協議を行うものとする。
- (4) 協議が整い次第、速やかに仮契約の手続きを行うものとする。なお、契約の際には、改めて見積書を提出すること。
仮契約を締結後、財産取得に係る本市議会の契約承認の議決を経て、本契約を締結する予定である。
- (5) 支払いについては、構築、機器調達、設定、移行その他初期費用に係る費用のうち、第1段階整備分については令和9年4月末に、第2段階整備分については令和10年1月末に支払うことを想定している。

14 失格事項

本プロポーザルの提案事業者又は提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 企画提案書等の作成形式、提出方法、提出先、提出期限が本要領に適合していないとき。
- (2) 別添の「伊丹市学校ネットワーク更新事業に関する調達仕様書」に記載している要件を満たさないとき。
- (3) 見積書の金額が、「5 提案上限額(事業費)」に示した金額を超過しているとき。
ただし、事業者独自の追加提案については除く。
- (4) 「7 参加資格要件」を満たしていないとき、あるいは虚偽の申請を行い、参加資格を得たとき。
- (5) 受託候補者決定の前に、伊丹市入札参加資格制限基準に基づく入札参加資格制限又は伊丹市入札参加停止基準に基づく入札参加停止措置を受けたとき、又は地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないことの規定に抵触することが明らかとなったとき。
- (6) 提案審査に参加しなかったとき。
- (7) 企画提案書等の提出期限後に見積書の金額を訂正したとき。
- (8) 本業務の全部を一括して、または主たる部分を第三者に委託する前提の提案が行われたとき。
- (9) 提案内容に係る評価について、第2次審査の得点が、当該評価項目の配点合計の6割(180/300点)に満たない場合。

15 企画提案書作成要領

- (1) 企画提案書は原則 A4 横向きで表紙、目次を含めず60枚程度で作成すること。また、専門用語を多用しない等、専門知識を有しない者にも理解できるよう配慮すること。専門用語を使用する際は、注釈をつけること。また、図や表などを適宜使用するなど、分かりやすさ、読みやすさに努めること。作成する電子データについては PDF ファイルとすること。
- (2) 企画提案書の構成について、次に掲げる項目に従って作成すること。また、別添の「伊丹市学校ネットワーク更新事業に関する調達仕様書」の内容を踏まえ、必要事項を漏れなく記載すること。

番号	項目	記載すべき事項
1	会社概要・実績	会社概要、本事業に関連する技術力及び実施体制、学校ネットワーク又は自治体ネットワークに関する構築・更新実績を記載すること ・情報セキュリティマネジメントシステム等の第三者認証の認定書(写) ・事業者業務実績調書(様式3-1、3-2) ※再委託先がある場合は再委託先の調書も含めて提出すること。
2	提案方針	本事業の趣旨・目的を踏まえ、現行ネットワークの課題認識、安定性・運用性の向上、校務系・学習系ネットワークの論理的統合・集約、本市職員による自立的運用に関する基本的な考え方を記載すること。
3	プロジェクト管理	プロジェクト管理体制、業務責任者・プロジェクトマネージャ等の役割、本市・事業者・関係事業者の役割分担、実施スケジュール、進捗・課題・品質・リスク管理の方法を記載すること。また、学校現場への影響を最小限に抑えるための調整方法を記載すること。
4	ネットワーク全体構成	ネットワーク全体の概要図を示した上で、校務系ネットワーク及び学習系ネットワークの構成、論理的統合・集約の考え方、学校、伊丹市総合教育センター、市役所本庁との接続構成、既存環境との接続・移行方針及び将来的な拡張性を記載すること。
5	ネットワーク機器・配線更新及び高速化	更新対象となる機器及び配線の考え方、スイッチ、ルータ、無線アクセスポイント等の選定理由、通信速度・通信品質・安定性の向上策を記載すること。また、無線 LAN 環境の整備方針、端末台数の増加や将来的な利用拡大への対応について記載すること
6	安定稼働、監視・可視化及び障害対応	24 時間 365 日の安定稼働を確保するための設計上の工夫、障害発生時の影響を最小化する構成、監視対象及び監視項目、障害検知・通知・ログ確認の方法を記載すること。また、通信状況、機器状態、利用状況等の可視化方法及び本市職員が障害の一次切り分けを行いやすい仕組みを記載すること。
7	本市職員による自立的運用の実現	日常的な運用保守を本市職員が行うことを前提として、職員が運用しやすい設計上の工夫、日常点検、稼働確認、設定確認の方法、障害の一次切り分け手順を記載すること。また、運用手順書、構成図、管理台帳等の整備方針、引継ぎ、操作説明又は研修の内容を記載すること。
8	移行計画及び段階的導入	第 1 段階及び第 2 段階の作業計画、試運転期間から本格運用開始までの進め方、切替作業、動作確認、検収の方法を記載すること。

		また、移行時のリスクと対策、学校運営への影響を抑える方法、第1段階で把握した課題を第2段階に反映する方法を記載すること。
9	追加提案	本事業の目的達成に有効な追加提案がある場合は、その内容、期待される効果、実現方法、追加費用の有無及び提案価格に含めるものか別途見積とするものを明確に記載すること。

- (3) 各項目の記載内容については、具体的に提案を指示している項目は、提案内容を詳しく記載すること。別添の「伊丹市学校ネットワーク更新事業に関する調達仕様書」に示す要求事項を上回る内容を提案する場合は、要求事項との差異及び優位性が明確に分かるように記載すること。
- (4) 企画提案書に記載する内容は、原則として本事業における実施事項として提案事業者が提示し、契約するものである。ただし、受託候補者との協議において、項目の追加、変更、削除を行う場合があるので留意すること。

16 その他留意事項

- (1) 提出期限後の書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、参加資格を取り消すとともに、入札参加停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返還しない。提案事業者に無断で本プロポーザル以外の用途に使用しない。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提案事業者の負担とする。
- (5) 本件に関して知り得た伊丹市のシステム等に関する一切の内容及び情報を、本事業の目的以外に使用したり、第三者に開示したり、漏洩しないこと。
- (6) 本提案事業は議会で議決されたことにより事業執行が可能となるものであるので留意すること。
- (7) 参加辞退後は、いかなる理由があっても再参加は認めない。辞退届を提出しても、これを理由として今後不利益な取り扱いをすることはしない。
- (8) 企画提案書等の提出後、その内容について不明点等があった場合、本市より質問する場合がある。
- (9) 提案審査の質疑にて、提案価格内で「実施する」と回答した内容は、必ず実現すること。
- (10) 審査結果については、後日市ホームページで公表する。
- (11) 伊丹市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、原則として公開の対象文書となる。ただし、公開により、その者の権利、競争上の地位その他利益を害すると認められる情報は非公開とする場合があるので、これに該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。なお、本プロポーザルの事業者選定前において、決定に影響が出るおそれのある情報については、契約締結後の公開とする。
- (12) 災害・感染症等の不測の事態により、本実施要領の手続き等の一部を変更する場合があることを許容すること。その場合は、別途、提案事業者へ通知するものとする。
- (13) 本要領に規定されていない事項が発生した場合は、本市と協議のうえ、決定するものとする。

以上